議案第52号

取手市森林環境譲与税基金条例について

取手市森林環境譲与税基金条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき,国から譲与を受けた森林 環境譲与税を,森林の整備や,それを担う人材の育成及び確保,森林の有する公益 的機能に関する普及啓発,木材の利用の促進など森林の整備の促進に関する施策に 充てることを目的に,取手市森林環境譲与税基金を設置するため,本条例を制定す るものです。

取手市森林環境讓与税基金条例

(設置)

第1条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号。以下 「法」という。)第34条第1項各号に掲げる施策に要する費用に効果的に充てる ため、取手市森林環境譲与税基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、法第27条の規定により譲与を受けた森林環境譲与税に相当する額として一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

- 第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び 利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。 (処分)
- 第6条 基金は、法第34条第1項各号に掲げる施策に要する費用に充てる場合に 限り、全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか,基金の管理に関し必要な事項は,市長が別に 定める。

付 則

この条例は,公布の日から施行する。